

吸収合併に係る事後開示書類

2025 年 10 月 1 日

株式会社A r e n t

2025 年 10 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書類
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

東京都港区浜松町二丁目 7 番 19 号
株式会社 A r e n t
代表取締役 鴨林 広軌

株式会社 A r e n t (以下「吸収合併存続会社」といいます。)及び株式会社 P l a n t S t r e a m (以下「吸収合併消滅会社」といいます。)は、2025 年 8 月 22 日付で吸収合併契約書を締結し、2025 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いました。

本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社は吸収合併存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求(会社法第 785 条)

吸収合併消滅会社は吸収合併存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

ii. 新株予約権買取請求(会社法第 787 条)

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんでしたので、該当事項はありません。

iii. 債権者の異議(会社法第 789 条)

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 26 日に官報公告及び電子公告を行いました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、吸収合併存続会社に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

吸収合併存続会社は、会社法第 797 条第 3 項及び同条第 4 項第 1 号の規定に基づき、2025 年 8 月 26 日に電子公告を行いました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定に従って、吸収合併存続会社に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

吸収合併存続会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 26 日に官報公告及び電子公告を行いました。が、所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

吸収合併存続会社は、本合併の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙に記載のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年 10 月 14 日までに登記を申請する予定です。

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙（会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（吸収合併契約の内容を除く。））

吸収合併に係る事前開示書類

2025 年 8 月 26 日

株式会社 P l a n t S t r e a m

2025 年 8 月 26 日

吸収合併に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

東京都港区浜松町二丁目 7 番 19 号
株式会社 P l a n t S t r e a m
代表取締役 三木 武人

株式会社 A r e n t (以下「甲」といいます。)及び株式会社 P l a n t S t r e a m (以下「乙」といいます。)は、2025 年 8 月 22 日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を 2025 年 10 月 1 日とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第 782 条第 1 項第 1 号)
別紙 1 に記載のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項)
完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び第 4 項)
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び第 5 項第 1 号)
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項)
 - (1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項(同条第 6 項第 1 号)
 - i. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(同号イ)
別紙 2 に記載のとおりです。
 - ii. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(同号ロ)
該当事項はありません。

iii. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

① 株式会社スタッグの株式取得及び簡易株式交換による完全子会社化

甲は、2025年7月1日付で株式会社スタッグ（本社：神奈川県横浜市、代表取締役：石田泰三、以下「スタッグ」といいます。）の発行済株式の一部を取得（以下、本号において「本株式取得」といいます。）したうえで、スタッグとの間で締結した株式交換契約に基づき、2025年7月4日を効力発生日として、甲を株式交換完全親会社、スタッグを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました（以下、本号において「本株式交換」といいます。）。本株式取得の概要等は以下のとおりです。

株式取得の相手先の氏名等	石田 泰三、石田 まどか、株式会社ニューメディア総合企画
株式取得の相手先の住所等	神奈川県横浜市
上場会社との関係	資本関係・人的関係・取引関係・関連当事者への該当はありません。また、関連当事者にも該当いたしません。
異動前の所有株式数	0株（議決権の数：0個）（議決権所有割合0%）
取得株式数	201株（議決権の数：201個）（議決権所有割合：50.25%）
取得価額	スタッグの普通株式：544百万円
異動後の所有株式数	201株（議決権の数：201個）（議決権所有割合：50.25%）

本株式交換の概要等は以下のとおりです。

本株式交換の方式	本株式交換は、甲を株式交換完全親会社、スタッグを株式交換完全子会社とする株式交換となります。また、本株式交換により甲からスタッグの株主に交付する対価は、甲の株式のみとなります。
本株式交換に係る割当ての内容	本株式交換に係る割当比率： 甲1：スタッグ495 本株式交換により交付する株式数： 甲普通株式：98,505株

(2)吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(同条第6項第2号イ)
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第 789 条第 1 項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されております。

以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 備置き開始後の変更に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号）

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上

別紙 2（吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

事業報告

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融引締めの影響や中国経済の先行き懸念等が景気を下押しするリスクは存在するものの、雇用・所得環境が改善する下で緩やかに持ち直しつつあります。

また、AI技術の普及が急速に進むなど、企業のデジタル化・DX推進の流れは継続しており、当社グループが主なターゲットとする建設業界においても、時間外労働の上限規制等への対応が求められる中、DXによる生産性向上への関心が高まっています。

このような中、当社グループは、クライアントの課題を把握し、モデル化・実装まで一気通貫でDXを推し進めるためのソフトウェア開発及びサービス提供を行っております。

特に、建設業界のDX需要の高まりに狙いを定め、当社グループの強みの一つである「3Dを核としたシステム開発の技術力」を活かし、クライアント企業の業務効率化を実現する高品質なプロダクトの共創開発に注力しております。

また、当社グループは、プロダクト共創開発の更なる拡大とともにM&Aによるプロダクト群の拡充を目指しています。これまでに開発したプロダクトである空間自動設計システム「PlantStream®」や、建設業界のBIM化を推進するソフトウェア「Lightning BIMシリーズ」に加えて、M&Aにて子会社化した株式会社構造ソフトのプロダクトなどの販売拡大を目指し、営業活動の強化に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,028,518千円（前連結会計年度比37.0%増）、営業利益は1,690,673千円（同36.8%増）、経常利益は868,015千円（同9.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は633,499千円（同3.7%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(プロダクト共創開発)

プロダクト共創開発では、建設業界からの大型の受託開発の受注等により、業績は堅調に推移いたしました。この結果、当セグメントの売上高は3,386,890千円（前連結会計年度比14.1%増）、セグメント利益は1,460,597千円（同6.0%増）となりました。

(共創プロダクト販売)

共創プロダクト販売では、空間自動設計システム「PlantStream®」の販売を進め、着実に顧客層を拡大いたしました。この結果、当セグメントの売上高は274,979千円（前連結会計年度比18.4%増）となりましたが、ソフトウェア減価償却費等の計上により、セグメント損失は210,696千円（前連結会計年度は268,665千円の損失）となりました。

なお、共創プロダクト販売の売上高及びセグメント利益の金額は、当社の持分法適用関連会社であった株式会社PlantStreamの財務情報の金額に当社の持分割合を乗じた金額であるため、連結損益計算書において、当セグメントの売上高は計上されず、持分法の会計処理を通じて、持分法による投資損失に反映されております。

(自社プロダクト)

自社プロダクトでは、2022年4月にリリースした自動配筋ソフト「Lightning BIM 自動配筋」の販売を進めるとともに、これに続くプロダクトの開発を継続して行い、2024年1月に「Lightning BIMシリーズ」の第2弾となる「Lightning BIM ファミリ管理」をリリースいたしました。また連結子会社化した株式会社構造ソフト、株式会社PlantStreamの連結子会社化後の経営成績は「自社プロダクト」セグメントへ追加しております。この結果、当セグメントの売上高は335,665千円（前連結会計年度比1281.6%増）、セグメント損失は75,886千円（前連結会計年度は90,071千円の損失）となりました。

セグメント別売上高

区 分	第 12 期 (2024年6月期) (前連結会計年度)	第 13 期 (2025年6月期) (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
	金 額	金 額	金 額	増 減 率
プロダクト共創開発	2,967,531千円	3,386,890千円	419,358千円	14.1%
共創プロダクト販売	232,313	274,979	42,666	18.4
自 社 プ ロ ダ ク ト	24,296	335,665	311,369	1281.6
報 告 セ グ メ ン ト 計	3,224,141	3,997,535	773,394	24.0
調 整 額	△284,615	30,982	315,598	－
合 計	2,939,525	4,028,518	1,088,992	37.0

(注) 1. プロダクト共創開発の売上高のうち、当社の持分法適用関連会社であった株式会社PlantStreamに対するものは、調整額において、持分法適用による未実現損益の消去を行っております。

2. 共創プロダクト販売の売上高の金額は、当社の持分法適用関連会社であった株式会社PlantStreamの売上高の金額に当社の持分割合を乗じた金額であるため、調整額において消去しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は170,985千円で、その主なものはソフトウェアの開発及び増員に伴う業務用PC関連機器の購入であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金100百万円の調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年1月6日付で、株式会社構造ソフトの全株式を取得しております。また2025年3月17日に株式会社PlantStreamの株式の追加取得により、完全子会社化しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2022年6月期)	第 11 期 (2023年6月期)	第 12 期 (2024年6月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2025年6月期)
売 上 高 (千円)	1,011,934	2,022,107	2,939,525	4,028,518
経 常 利 益 (千円)	14,759	417,115	961,866	868,015
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△)	△48,048	317,980	658,162	633,499
1株当たり当期純利益 又は1株当たり (円) 当期純損失 (△)	△9.42	57.41	106.16	100.91
総 資 産 (千円)	3,062,566	4,519,575	5,060,421	6,084,513
純 資 産 (千円)	1,990,807	3,466,661	4,125,235	4,801,829
1株当たり純資産 (円)	75.35	557.98	663.69	745.15

- (注) 1. 当社では、第11期より連結計算書類を作成しております。第10期については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、あかり監査法人の監査を受けた連結財務諸表の数値を参考に記載しておりますが、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022年10月20日開催の取締役会決議により、2022年11月18日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2022年 6 月期)	第 11 期 (2023年 6 月期)	第 12 期 (2024年 6 月期)	第 13 期 (当事業年度) (2025年 6 月期)
売 上 高(千円)	1,170,123	2,111,486	2,991,393	3,430,046
経 常 利 益(千円)	417,140	804,388	1,257,355	1,271,064
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	304,744	675,464	937,204	△520,145
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り (円) 当 期 純 損 失 (△)	59.76	121.95	151.16	△82.85
総 資 産 (千円)	3,549,283	5,365,908	6,224,767	5,698,627
純 資 産 (千円)	2,483,307	4,318,424	5,257,127	4,789,368
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	169.07	696.13	846.66	743.42

- (注) 1. 第10期の数値については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あかり監査法人の監査を受けておりますが、会社法第436条第2項第1号に定める会計監査人の監査を受けておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022年10月20日開催の取締役会決議により、2022年11月18日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 A r e n t A I	50,900千円	90.0%	NFT、AI、数学モデル等を活用したサービス提供、ソフトウェアの開発
Arent Vietnam, Co., Ltd.	11,989 百万VND	100.0%	ソフトウェア開発・研究
株 式 会 社 構 造 ソ フ ト	55,500千円	100.0%	建築関連パッケージソフトウェアの企画・開発・販売
株式会社PlantStream	100,000千円	100.0%	ソフトウェアの開発及び販売

(注) 2025年1月6日付で「株式会社構造ソフト」の全株式を取得し、2025年3月17日付で「株式会社PlantStream」の株式を追加取得したことにより、完全子会社化しております。

(4) 対処すべき課題

① PlantStreamの顧客拡大、営業強化

当社グループの想定する顧客は、国内外の大手EPCコントラクター、プラントオーナー、中小EPCコントラクター等であり、現在は国内顧客への販売を中心としておりますが、国外への販売拡大を目指し、営業活動を展開しております。それにより売上は社数×ユーザー数で右肩上がりでの伸長を図っていく方針です。

② デジタル新事業の拡大

当社グループは、千代田化工建設株式会社とのプロダクト共創開発の成果である「PlantStream®」のリリースをはじめとして、建設業界・プラントエンジニアリング業界におけるDX支援の実績を重ねることで、着実に知名度が上がり、各クライアントからの受注が増加しております。このような状況の中、売上高の成長及び売上高営業利益率の向上を目指すには、当社グループの強みである「技術力・ナレッジ・事業創出力」の3つを活かしながら、新事業の創出を実現できる案件を見きわめる必要があります。当社グループは、建設業界のニッチ領域におけるシェア拡大につながる案件を積極的に獲得する方針です。

③ 採用の強化、組織体制の整備

当社グループの事業規模の拡大が想定される中、一連のプロセスの実行において、コンサルタント、エンジニア、プログラマー、プロジェクトマネージャー等の様々なIT人材が必要となります。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を進めてまいります。

④ 管理体制の強化

当社グループは成長段階にありここ数年で組織が急速に拡大しておりますが、事業の継続的な成長には業務運営の効率化やリスク管理のための十分な内部管理体制の整備、マネジメント人材の拡充が重要だと考えております。このため、業務効率化のための社内基幹システムのリプレイスやバックオフィス業務の整備、経営の公正性及び透明性を確保するための内部監査の強化、監査役監査によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行ってまいります。また、組織の拡大ペースに合わせる形でマネジメント人材の採用や育成、教育研修等を実施していく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

区 分	内 容
プロダクト共創開発	DXコンサルティング・ソフトウェア開発等
共創プロダクト販売	プロダクト共創開発による成果の商品化・外販等
自社プロダクト	自社で開発したソフトウェアのライセンス販売等

(6) 主要な事業所 (2025年6月30日現在)

① 当社

名称	所在地
東京オフィス(本社)	東京都港区
浜松オフィス	静岡県浜松市中央区

(注)本社は2024年10月1日に東京都中央区八丁堀二丁目10番7号より移転いたしました。

② 子会社

株式会社ArentAI	本社 (東京都港区)
Arent Vietnam, Co., Ltd.	本社 (ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市)
株式会社PlantStream	本社 (東京都港区)
株式会社構造ソフト	本社 (東京都北区)

(注)株式会社ArentAIは2024年10月1日に東京都中央区八丁堀二丁目10番7号より移転いたしました。

株式会社PlantStreamは2025年6月1日に東京都港区高輪三丁目23番17号より移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2025年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
プロダクト共創開発	229 (4) 名	85名増 (1名増)
共創プロダクト販売		
自社プロダクト		
全 社 (共 通)	18 (－) 名	9名増 (－)
合 計	247 (4) 名	94名増 (1名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、同一の使用人が複数のセグメントに所属することがあるため、セグメント別の従業員数を記載しておりません。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 使用人数が前連結会計年度末と比べて94名増加しておりますが、その主な理由は、事業の拡大に伴う増員や連結子会社の増加によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
131 (4) 名	48名増 (1名増)	39歳2か月	1年11か月

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	120,000千円
株式会社りそな銀行	95,500千円
浜松磐田信用金庫	91,665千円
株式会社日本政策金融公庫	15,604千円

(注) 上記の借入金残高は社債を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年10月1日付をもって、本社を東京都港区浜松町二丁目7番19号に移転いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年6月30日現在）

① 発行可能株式総数 22,400,000株

② 発行済株式の総数 6,439,580株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は234,200株増加しております。

③ 株主数 2,244名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鴨 林 広 軌	2,304,880株	35.79%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	558,800	8.68
佐 海 文 隆	350,000	5.44
S B I 4 & 5 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	303,940	4.72
中 川 高 志	270,500	4.20
丸 山 篤 史	263,000	4.08
MSIP CLIENT SECURITIES （常任代理人 モルガン・スタンレー M U F G 証 券 株 式 会 社 ）	223,378	3.47
大 北 尚 永 （常任代理人 みずほ証券株式会社）	221,000	3.43
野村信託銀行株式会社（投信口）	213,900	3.32
株 式 会 社 S B I 証 券	120,900	1.88

（注）1.持株比率は自己株式（207株）を控除して計算しております。

2.2024年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2024年12月13日時点で560,800株（株券等保有割合9.04%）の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の代表取締役社長である鴨林広軌は、当社グループの現在及び将来の取締役、監査役、及び従業員（以下「役職員等」といいます。）向けに対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションなどを目的として、2019年12月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月27日付で梅林真如氏を受託者として「新株予約権信託」（以下「原信託（第1回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は原信託（第1回新株予約権）に対して、会社法に基づき2019年12月27日に第1回新株予約権（2019年12月27日臨時株主総会決議）を発行しております。

原信託(第1回新株予約権)は、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とすることを企図しておりましたが、信託型ストックオプションの取扱いについて、国税庁による「ストックオプションに対する課税(Q&A)」の公表により、ストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象であり、発行会社が当該給与所得に係る源泉所得税の徴収・納付を行う必要がある旨が示されたことで、当社が想定していなかった役職員等の税負担及び当社の源泉徴収等の事務負担を伴う懸念が生じていることから、対応方針を検討しながら進めております。なお、コタエル信託株式会社を受託者として、信託設定契約締結していた(A01)の新株予約権5,855個は2025年3月に全て行使されております。

第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

原信託（第1回新株予約権）の概要は以下のとおりです。

	第 1 回 新 株 予 約 権 （ 新 株 予 約 権 信 託 ）
委 託 者	鴨林広軌
受 託 者	梅林真如
受 益 者	受益者適格要件を満たす者 (受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。)
信 託 契 約 日	2019年12月27日
新株予約権の数	(A02) 5,855個 (A03) 5,855個
信託期間満了日 (交付基準日)	(A02) 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から30か月が経過した日 (A03) 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から54か月が経過した日
信 託 の 目 的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第1回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で（A02）から（A03）までのそれぞれにつき第1回新株予約権5,855個（当事業年度末現在1個あたり40株相当）が信託の目的となっております。
受益者適格要件	当社又は当社子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役、並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者を受益候補者とし、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	鴨 林 広 軌	経営戦略本部長
代 表 取 締 役 副 社 長	佐 海 文 隆	事業本部長
常 務 取 締 役	織 田 岳 志	株式会社PlantStream 代表取締役
取 締 役	中 嶋 翼	管理本部長 株式会社PlantStream 監査役 株式会社構造ソフト 取締役
取 締 役	幸 田 博 人	株式会社イノベーション・インテリジェンス研究所 代表取締役社長 リーディング・スキル・テスト株式会社 代表取締役社長 株式会社産業革新投資機構 社外取締役 一般社団法人IMA価値共創研究会 代表理事 Institution for a Global Society株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	水 鳥 敬 広	水鳥会計事務所 所長 株式会社ArentAI 監査役
監 査 役	松 田 健 二	松田公認会計士事務所 所長 株式会社フェアパートナーズ 代表取締役 板橋監査法人 パートナー
監 査 役	菅 沼 匠	リンクパートナーズ法律事務所 代表パートナー 株式会社ダブルエー 社外取締役 株式会社jig.jp 社外取締役

- (注) 1. 取締役幸田博人氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役水鳥敬広氏並びに監査役松田健二氏及び菅沼匠氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役水鳥敬広氏及び監査役松田健二氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役菅沼匠氏は、弁護士・公認会計士として法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員であり、また、保険料は全額当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因する損害賠償請求により発生した損害賠償金及び訴訟費用等を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は違法行為等に起因して発生した損害賠償は填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。その内容は金銭による月額報酬により構成され、経済情勢や会社業績、各取締役の会社への貢献度等の諸般の事情を考慮し、決定することとしており、当該方針に基づき、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で支給することとしております。

当社取締役会は、代表取締役社長に対し、取締役の個人別の金銭報酬の額の決定を一任しております。一任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務、責任及び実績等について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては、株主総会で定められた報酬の総額の範囲内で、役員報酬規程に基づき、社外取締役の意見を踏まえなければならないものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	41,973千円 (4,200)	41,973千円 (4,200)	－千円 (－)	－千円 (－)	5名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,608 (10,608)	10,608 (10,608)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	52,581 (14,808)	52,581 (14,808)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2022年9月29日開催の第10期定時株主総会において年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2022年9月29日開催の第10期定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）であります。
3. 取締役会は、代表取締役社長である鴨林広軌に対し、取締役の個人別の金銭報酬の額の決定を一任しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務、責任及び実績等について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては、株主総会で定められた役員報酬の総額の範囲内で、役員報酬規程に基づき、社外取締役の意見を踏まえないものとしております。
4. 取締役の個人別の金銭報酬の額の決定にあたっては、代表取締役社長が、役員報酬規程に基づいて決定しているため、決定方針との整合性は客観的に確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役幸田博人氏は、株式会社イノベーション・インテリジェンス研究所の代表取締役社長、リーディング・スキル・テスト株式会社の代表取締役社長、株式会社産業革新投資機構の社外取締役、一般社団法人IMA価値共創研究会の代表理事、Institution for a Global Society株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役水鳥敬広氏は、水鳥会計事務所の所長及び株式会社ArentAIの監査役であります。当社と水鳥会計事務所の間には特別な関係はありません。株式会社ArentAIは当社の連結子会社であり、当社は同社との間で出向者の派遣、ソフトウェア開発の委託・受託、管理業務等の受託、本社の同居の取引を行っておりますが、同社との取引実績は、いずれも当社の当期連結決算における売上高又は売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であり僅少であります。
- ・監査役松田健二氏は、松田公認会計士事務所の所長、株式会社フェアパートナーズの代表取締役、板橋監査法人のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役菅沼匠氏は、リンクパートナーズ法律事務所の代表パートナー、株式会社ダブルエー及び株式会社jig.jpの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

地 位 氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況 並 び に 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役 幸 田 博 人	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。 主に企業経営に関する豊富な知識と経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、当社の業務執行者から独立した立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 水 鳥 敬 広	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。 常勤監査役として監査役会を主導し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において客観的な意見を述べるとともに、取締役の職務執行に対する適切な監査を行っております。
監査役 松 田 健 二	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において客観的な意見を述べるとともに、取締役の職務執行に対する適切な監査を行っております。
監査役 菅 沼 匠	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。 主に弁護士・公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において客観的な意見を述べるとともに、取締役の職務執行に対する適切な監査を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

あかり監査法人

② 報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬等	非監査業務に基づく報酬等
当 社	13,290千円	－千円
連結子会社	－	－
計	13,290千円	－千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あかり監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システムの基本方針）は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

a. 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続、発展していくためには、すべての取締役・従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行っております。

(a) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めます。

(b) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。

(c) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は定められた規程に従い、業務を執行します。

(d) 定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役に速やかに報告する体制を構築します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際はリスク管理担当役員の指示のもと、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を

整備します。

また、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定められた事項及び「職務権限表」に該当事項として定められた事項については、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

日常の職務執行については、「業務分掌規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確にして迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。

(b) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会への報告を行います。

(c) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行います。

(d) 監査役は、「監査役会規則」に基づき、公益財団法人日本監査役協会が定める「監査役監査基準」（当社に適用がある条項に限る）により、取締役及び従業員等から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行います。

(e) 当社は内部通報規程を定め、受付窓口は常勤監査役、非常勤監査役、外部弁護士とします。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。

g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該使用人は、その職務に関

して監査役の指揮命令に従って、監査業務を補助するものとします。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。

h. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

- (a) 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を構築します。
- (b) 取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- (c) 使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令又は定款違反事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- (d) 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。

i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。
- (b) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制としています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を設置しており、法令遵守体制の確立、浸透、定着を図っております。コンプライアンス委員会は常勤取締役、常勤監査役、管理部門で構成され、原則として四半期に1回開催し、リスク発生の未然防止策を検討しております。

また、取締役及び使用人のコンプライアンスの理解及び意識の向上を図るため、コンプライアンス研修を定期的実施しております。

② リスク管理体制の強化

当社は、リスク管理委員会を設置しており、企業倫理の遵守とリスク管理体制の構築を図っております。リスク管理委員会は常勤取締役、常勤監査役、管理部門で構成され、原則として四半期に1回開催し、「リスク管理規程」に基づき、重要なリスクについて報告を受け、経営に重大な影響を与えると認められるリスクに関する事項について審議し、検討しております。

③ 監査役監査

当社は監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、弁護士、公認会計士であり、その知見を活かして独立・中立の立場から客観的な意見表明を行っております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、当社の主要な課題について情報共有、協議を行う場である経営会議への出席や事業所への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

④ 内部監査

当社グループの内部監査は、当社の内部監査担当2名が担当しております。内部監査担当は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元を適切に行っていくことが重要であり、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切に実施していくことが今後の経営課題であると認識しております。しかしながら、現時点では事業が成長段階にあることから、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えており、配当を行っておりません。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めているほか、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、取締役会決議により、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,237,036	流 動 負 債	795,102
現 金 及 び 預 金	2,975,975	短 期 借 入 金	120,000
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	458,777	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	27,612
関 係 会 社 売 掛 金	151,585	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	61,000
仕 掛 品	8,312	未 払 金	102,776
前 払 費 用	96,984	未 払 費 用	132,678
関 係 会 社 貸 付 金	500,000	未 払 法 人 税 等	203,874
そ の 他	45,400	未 払 消 費 税 等	71,506
固 定 資 産	1,461,590	契 約 負 債	43,852
有 形 固 定 資 産	32,854	賞 与 引 当 金	7,000
建 物	5,728	そ の 他	24,800
工 具 、 器 具 及 び 備 品	27,126	固 定 負 債	114,157
無 形 固 定 資 産	30,675	社 債	34,500
ソ フ ト ウ ェ ア	30,675	長 期 借 入 金	79,657
投 資 そ の 他 の 資 産	1,398,060	負 債 合 計	909,259
関 係 会 社 株 式	1,222,625	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 出 資 金	78,770	株 主 資 本	4,787,143
長 期 前 払 費 用	1,176	資 本 金	572,876
繰 延 税 金 資 産	66,319	資 本 剰 余 金	2,258,116
出 資 金	120	資 本 準 備 金	1,212,874
そ の 他	29,048	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,045,242
資 産 合 計	5,698,627	利 益 剰 余 金	1,957,138
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,957,138
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,957,138
		自 己 株 式	△987
		新 株 予 約 権	2,224
		純 資 産 合 計	4,789,368
		負 債 純 資 産 合 計	5,698,627

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年7月 1 日から)
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売 上 高			3,430,046
売 上 原 価			1,521,935
売 上 総 利 益			1,908,111
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			649,107
営 業 利 益			1,259,004
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	12,658		
受 取 配 当 金	2		
為 替 差 益	3,264		
そ の 他	876		16,802
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	3,388		
社 債 利 息	436		
支 払 保 証 料	917		
そ の 他	0		4,741
経 常 利 益			1,271,064
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,474,765		1,474,765
税 引 前 当 期 純 損 失			203,700
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	347,374		
法 人 税 等 調 整 額	△30,929		316,444
当 期 純 損 失			520,145

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	545,738	1,185,736	1,045,242	2,230,978	2,477,284	2,477,284
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	27,137	27,137		27,137		
当 期 純 損 失 (△)					△520,145	△520,145
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	27,137	27,137	－	27,137	△520,145	△520,145
当 期 末 残 高	572,876	1,212,874	1,045,242	2,258,116	1,957,138	1,957,138

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△210	5,253,790	3,337	5,257,127
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		54,275		54,275
当 期 純 損 失 (△)		△520,145		△520,145
自 己 株 式 の 取 得	△777	△777		△777
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,112	△1,112
当 期 変 動 額 合 計	△777	△466,647	△1,112	△467,759
当 期 末 残 高	△987	4,787,143	2,224	4,789,368

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 3～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また、貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ソフトウェア開発業務（準委任契約）

当該業務における履行義務は、ソフトウェア開発の役務提供であり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、期間がごく短い契約を除き、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。

② ソフトウェア開発業務（請負契約）

当該業務における履行義務は、顧客仕様のソフトウェア開発による成果物の移転であり、義務の履行により、別の用途に転用することができない資産が生じることから、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しております。その収益は、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識しております。なお、進捗度は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

③ ソフトウェア開発業務（期間がごく短い契約）

ソフトウェア開発業務のうち、期間がごく短い契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表関係）

前事業年度において、流動資産に表示しておりました「売掛金」は、新たに契約資産が発生したため、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に科目名を変更しております。

（損益計算書関係）

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「支払保証料」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,222,625千円

関係会社株式評価損 1,474,765千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法及び主要な仮定

市場価格のない関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を実施することとしております。

関係会社株式の実質価額の算定には、関係会社の将来キャッシュ・フローの見積りが含まれており、その主要な仮定は「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

② 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は、いずれも不確実性を伴うため、今後の関係会社の継続的な経営成績の悪化や経済環境の変化等によっては、関係会社において固定資産の減損損失が発生し、実質価額の著しい低下に伴う関係会社株式評価損の追加認識により、当社の翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 44,099千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 19,677千円

② 短期金銭債務 42,863千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末におけるこの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 400,000千円

借入実行残高 120,000千円

差引額 280,000千円

(4) 保証債務

次の保証債務を行っております。

株式会社構造ソフトの建物賃貸借契約における連帯保証債務 31,759千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 829,707千円

売上原価 355,813千円

販売費及び一般管理費 10,417千円

営業取引以外の取引による取引高 10,139千円

(2) 当期製造費用に含まれる研究開発費の総額 48,682千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 207株

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 2,143千円

未払賞与 12,252千円

未払事業税 14,264千円

ソフトウェア 36,039千円

関係会社株式評価損 451,573千円

その他 1,618千円

繰延税金資産小計 517,893千円

評価性引当額 △451,573千円

繰延税金資産合計 66,319千円

繰延税金資産の純額 66,319千円

(注) 評価性引当額が451,573千円増加しておりますが、増加の主な内容は、関係会社株式評価損に係る評価性引当額によるものであります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

この実行税率変更に伴う影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	Arent Vietnam, Co., Ltd.	所有 直接 100.0%	ソフトウェア開 発の委託	ソフトウエ ア開発の委 託 (注) 3	434,410	未 払 金	40,136
子 会 社	株 式 会 社 PlantStream	所有 直接 100.0%	役員の兼任 出向者の派遣 資金の貸付 ソフトウェア開 発の受託 知的財産の利用 本社の同居	出向料の受 取 (注) 1	76,111	未 収 入 金	13,800
				資金の貸付 (注) 2	500,000	短期貸付金	500,000
				利息の受取 (注) 2	10,068	未 収 入 金	2,506
				ソフトウエ ア開発の受 託 (注) 3	808,614	売 掛 金	147,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 出向者の派遣による出向料は、出向基本契約を締結し、出向元の給与及び出向割合を基準に双方協議のうえ、決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に設定しております。
3. ソフトウェア開発受託料及び委託料は、技術支援基本契約を締結し、一般取引条件と同様に市場価格等を勘案し、交渉のうえ決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 743円42銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △82円85銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 8月22日

株式会社A r e n t
取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 田	啓
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	進 藤	雄 士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A r e n tの2024年7月1日から2025年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月22日

株 式 会 社 A r e n t 監 査 役 会
常勤社外監査役 水 鳥 敬 広 ㊟
社 外 監 査 役 松 田 健 二 ㊟
社 外 監 査 役 菅 沼 匠 ㊟

以 上